

## 市立角館総合病院からのお知らせ

- ◆平成20年8月の循環器科及び総合診療科の日程については、下記日程のとおりとなります。
- ◆第1・3土曜日の診療開始時刻が10時から、第2・4土曜日は9時からになります。  
なお、第5土曜日は休診になります。
- ◆土曜日の診療は、循環器科の予約患者様のみの診察となります。急な発熱や風邪などの症状は、救急外来での診察となりますので、ご了承願います。  
なお、9月の診療体制は、8月15日のお知らせナビと広報9月号に掲載いたします。

### 【8月日程表】

|   |      | 循環器科                | 総合診療科       |
|---|------|---------------------|-------------|
| 月 | 診療時間 | 9:00~12:00          | 休診          |
|   | 担当医  | 大場貴喜 医師             |             |
| 火 |      | 休診                  | 休診          |
| 水 | 診療時間 | 休診                  | 9:00~       |
|   | 担当医  |                     | 松本志郎 医師     |
| 木 | 診療時間 | 休診                  | 10:30~15:30 |
|   | 担当医  |                     | 池田宜昭 医師     |
| 金 | 診療時間 | 10:00~15:30         | 休診          |
|   | 担当医  | 昭和大学横浜市北部病院         |             |
| 土 | 診療時間 | 第1・3土曜日 10:00~13:30 | 休診          |
|   |      | 第2・4土曜日 9:00~13:30  |             |
|   |      | 第5土曜日 休診            |             |
|   | 担当医  | 昭和大学横浜市北部病院         |             |

※お問い合わせ先 市立角館総合病院 総務企画課 TEL(54)2111

### 介護保険事務所からのお知らせ

## 介護保険のサービスを利用する時は「申請」をして要介護認定を受けましょう

### 申請から要介護認定まで

#### ●申請できる方

- ・第1号被保険者(65歳以上の方)
- ・第2号被保険者(40歳以上65歳未満で、介護が必要になった原因が、がん末期や脳梗塞など16種類の特定疾病と診断された方)

#### ●申請の仕方

- ・申請書に被保険者証(第2号被保険者は医療保険の被保険者証)を添えて市の介護保険担当課や地域包括支援センター、介護保険事務所に申請します。申請書は各窓口で入手できます。
- ・申請は本人や家族のほか指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センターに代行してもらうこともできます。
- ・すでに介護保険の認定を受けている方には認定有効期間終了の60日前に、更新申請の手続きの用紙が送付されます。今後続けてサービスを利用する方は、その更新申請用紙に必要事項を記入し、現在使用している被保険者証を持参して各窓口へ提出してください。

#### ●要介護認定

- ・認定調査(心身の状態や日常生活能力などについての調査)の結果と主治医意見書をもとに保健、医療、福祉の専門家が審査します。
- ・認定結果は「非該当」「要支援1、2」「要介護1~5」に分かれます。  
なお、認定の有効期間は最長で24ヶ月です。(新規申請の方は6ヶ月です)
- ・認定は、原則として、申請から30日以内に行われます。ただし、特別な理由で認定が遅れる場合は、遅れる理由といつごろ認定される予定かを通知します。

#### 【問い合わせ先】

介護保険事務所認定審査班 TEL0187(86)3912

仙北市福祉事務所長寿子育て課 長寿生きがい係 TEL(43)2281